

議題 2（委員会決裁事項（規則第 3 条第 7 号））

議会からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 4 項の規定により議会から意見を求められた令和 4 年 9 月定例府議会に追加提出された次の議案については、異議がないものと決定する。

令和 4 年 12 月 5 日

大阪府教育委員会

○第 6 1 号議案

- 1 府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (条例による事務処理の特例)

第 55 条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。

以下（略）

- 4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。

○条例案

番号	件名	概要
1	府費負担教職員の人事行政事務に係る事務処理の特例に関する条例一部改正の件	教育公務員特例法の改正により、校長及び教員の研修等に関する記録の作成に関する事務が追加されたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条の条例による事務処理の特例制度に基づき、当該事務を豊中市ほか4市町が処理することとする。 施行日：令和5年4月1日